

法人税は法人の所得を課税対象とする国税であり、法人は多種多様な事業活動を行っているため、多様な計算規定があります。

本来ならば、この多様な計算規定を網羅的におさえるべきですが、その場合にはおさえるべき量が膨大になります。

そこで、過去の税理士試験を徹底分析し、法人税を学習されている皆さんに必要最小限の努力で最大限の成果を上げて頂けるよう項目を厳選・精査し、本書を作成致しました。

税理士試験の計算問題は、個別問題の集合であり、個別問題の征服が、税理士試験の合格への道です。この法人税法個別計算問題集は、税理士試験に焦点をしぼり、試験出題が考えられるものだけを掲げたものです。

問題解説については、あくまで条文中心の勉強という観点から条文及び通達番号を紹介し、図解等により解り易く説明しました。

本書を活用して頂くことにより、受験生のみなさんが確実に法人税を合格されることを祈念してやみません。

なお、本書は2026年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

税理士試験の合格に必要な計算項目を網羅

この問題集には、過去の試験傾向及び出題実績を徹底分析することにより、税理士試験の合格に必要な出題頻度の高い基本項目及び出題頻度は低いが過去に出題実績のある応用項目等の問題を織り込んでいます。

この問題集の学習項目を習得することにより税理士試験を合格する上で必要な知識を身につけることができます。

Subject.2

過去の税理士試験の出題実績に基づいた効率的な学習が可能

過去試験問題を徹底分析することにより税理士試験での出題実績等を考慮し、A、B、Cのランクを付けてありますので、「A→B→C」の順で学習を進めることにより、合格を勝ち取るための効率的な学習をすることが可能です。

重要度が一目で分かるランク付き

受配－1（基本問題）

重要度 A 標準時間 3 分

次の資料に基づき、当社の当期における受取配当等の益金不算入額を計算しなさい。

A ランク…基本項目であり合格に最低限必要な項目（出題実績が多い項目）

B ランク…応用項目のうち過去に出題実績のある項目

C ランク…応用項目のうち過去に出題実績が極端に少ない項目及び出題実績は少ないが出題が想定される項目

Point.1

効果的な使用方法

STEP.1 Aランクからスタート

各問題には、A、B、Cランクが付けられています。まず初めにAランクの問題を解答し、Aランクの項目を習得した後にBランク、Cランクと順次解答するようにして下さい。

なお、Bランク及びCランクの項目については、数年に一度出題される可能性がある項目であり、税理士試験を確実に合格するために身に付けたい項目となります。

STEP.2 できるまで繰り返し

各問題には、解答時間の目安を記載していますので標準時間内に正答できるようになるまで反復して練習しましょう。

STEP.3 チェックリストで管理しよう

チェックリストのチェック欄には、日付、問題の出来・不出来等を記入することにより計画的な学習、弱点項目の把握ができます。

解答日や出来をメモしておこう

問 番 号	内 容	ペー ジ	重 要 度	標 準 時 間	チェ ック	問 番 号	内 容	ペー ジ	重 要 度	標 準 時 間	チェ ック
受 配-1	基本問題	4	A	3		租 納-4	還付税金Ⅱ・経理方法	57	B	5	
受 配-2	控除負債利子	5	A	6		租 納-5	控除対象外消費税額等	58	A	3	

Point.2

解答上の注意点

1. 本書の解答はすべて円単位となります。
2. 対象法人（以下「当社」という。）の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までであり、問題上特に指示がない限り、当期は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとして計算して下さい。
3. 問題上特に指示がない限り、当期において納税者にとって最も有利になるように解答して下さい。

Point.3

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！

法改正や書籍の新刊発売予定など、学習に欠かせない情報をWebで確認できます。

ぜひ一度アクセスしてみてください。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

解答用紙・チェックリストがダウンロードできる！

印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。

※一部の教材を除く

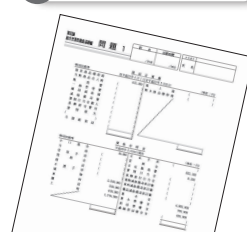
- 1 トップページから「解答用紙DLサービス」
→「ダウンロードはこちら」をクリック



- 2 「税理士」からダウンロードする
書籍名をクリック



- 3 印刷



法令等の改正に対応！

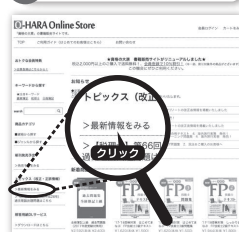
改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。

改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

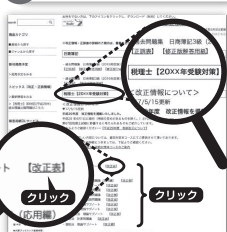
また、細心の注意を払って作成しておりますが、

万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

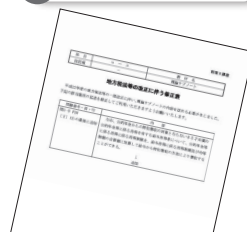
- 1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」
→「最新情報をみる」をクリック



- 2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、
【改正表】をクリック



- 3 印刷できます



凡

例

1. 法令通達等の略称表示について

法	法人税法
令	法人税法施行令
規	法人税法施行規則
別表	法人税法施行規則別表
基通	法人税基本通達
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
措通	租税特別措置法関係通達
耐省	減価償却資産の耐用年数等に関する省令
耐通	耐用年数の適用等に関する取扱通達
通則法	国税通則法

2. 略称表示の使用例

「法22②一」は、法人税法第22条第2項第1号を表示している。

第1章	受取配当等の益金不算入	4
第2章	帰属事業年度の特例	14
第3章	減価償却	20
第4章	繰延資産	38
第5章	給与	44
第6章	その他経費	54
第7章	圧縮記帳	76
第8章	貸倒損失・引当金	100
第9章	外貨建取引	112
第10章	借地権等	116
第11章	欠損金	122
第12章	評価損益	128
第13章	リース取引	132
第14章	税額計算	136
第15章	税効果会計	154
第16章	別表五(二)	156
第17章	自己株式	160
第18章	組織再編税制	168
第19章	グループ法人税制	174
第20章	グループ通算制度	186

CHECK LIST

チェックリスト

問 番	題 号	内 容	ページ	重 要 度	標 準 時 間	チ ェ ッ ク	問 番	題 号	内 容	ページ	重 要 度	標 準 時 間	チ ェ ッ ク
受 配-1		基本問題	4	A	3		租 納-4		還付税金Ⅱ・経理方法	57	B	5	
受 配-2		控除負債利子	5	A	6		租 納-5		控除対象外消費税額等	58	A	3	
外国配当-1		基本問題	6	A	4		租 納-6		納充過不足等	59	A	3	
外国配当-2		損金算入配当	7	B	8		租 納-7		取崩しに附帯税等がある場合	60	C	5	
みなし-1		自己株式の取得	8	A	3		租 納-8		取崩しに仮払等がある場合	61	C	5	
みなし-2		資本の払戻し	9	A	4		租 納-9		年税引当	62	C	3	
有 証-1		取得・譲渡・期末評価・短期所有株式	10	A	10		寄 附-1		基本問題	63	A	6	
有 証-2		償還有価証券	11	A	4		寄 附-2		低額譲渡・国外関連者	64	A	6	
有 証-3		その他の有価証券	12	B	4		寄 附-3		応用問題	65	B	9	
帰 属-1		工事進行基準	14	A	3		交 際-1		基本問題	66	A	8	
帰 属-2		長期大規模工事の判定	16	A	10		交 際-2		原価算入交際費	68	A	7	
帰 属-3		貸倒引当金との関係	18	A	13		交 際-3		使途秘匿金との関係	70	A	6	
減 償-1		基本問題	20	A	7		交 際-4		ゴルフクラブ入会金等	72	B	7	
減 償-2		中古・少額・一括・無形減価償却資産	22	A	11		国 庫-1		圧縮記帳と特別勘定	76	A	11	
減 償-3		資本的支出・少額	24	A	10		国 庫-2		特別償却との関係	78	A	5	
減 償-4		一括償却	26	A	5		国 庫-3		先行取得・特別勘定設定後の圧縮記帳	79	C	7	
減 償-5		300万円判定	27	A	3		保 険-1		圧縮記帳と特別勘定	80	A	10	
減 償-6		償却方法の変更	28	B	3		保 険-2		中古資産・特別償却との関係	82	B	10	
減 償-7		設立事業年度	29	A	8		保 険-3		特別勘定設定後の圧縮記帳	84	B	10	
特 償-1		特定機械装置等	30	A	5		保 険-4		代替資産の範囲	85	B	8	
特 償-2		特別償却不足額	31	B	5		交 換-1		複数の資産の交換	86	A	9	
特 償-3		通算との関係	32	B	10		交 換-2		借地権と土地	88	B	4	
特 準-1		通算との関係	33	A	12		収 用-1		特別控除	89	A	4	
特 準-2		特別控除との関係	34	A	16		収 用-2		圧縮記帳と特別勘定	90	A	10	
繰 資-1		基本問題	38	A	7		収 用-3		特別控除と圧縮記帳	91	A	9	
繰 資-2		応用問題	40	A	11		収 用-4		特別勘定設定後の特別控除	92	B	5	
給 与-1		判定	44	A	6		買 換-1		面積制限と特別勘定	93	A	12	
給 与-2		役員給与・使用人給与Ⅰ	45	A	5		買 換-2		特別償却との関係	94	B	12	
給 与-3		役員給与・使用人給与Ⅱ	46	A	12		買 換-3		先行取得	96	C	17	
給 与-4		役員給与・特殊項目Ⅰ	48	B	4		買 換-4		特別勘定設定後の圧縮記帳	98	B	7	
給 与-5		役員給与・特殊項目Ⅱ	50	C	8		貸 損-1		基本問題	100	A	4	
租 納-1		経理方法Ⅰ	54	A	3		貸 損-2		寄附金との関係	101	B	5	
租 納-2		経理方法Ⅱ	55	A	3		貸 引-1		個別評価	102	A	5	
租 納-3		還付税金Ⅰ	56	B	3		貸 引-2		貸倒実績率	103	A	8	

問 番	題 号	内 容	ページ	重 要 度	標 準 時 間	チェック			問 番	題 号	内 容	ページ	重 要 度	標 準 時 間	チェック		
貸 引-3		一括評価金銭債権の額	104	A	10				外 控-1		基本問題	148	A	10			
貸 引-4		総合問題Ⅰ	106	A	11				外 控-2		外国子会社配当との 関係	150	B	5			
貸 引-5		総合問題Ⅱ	108	A	15				外 控-3		適用時期	151	B	5			
貸 引-6		消費税との関係	110	B	7				賃 上 げ		中小企業	152	A	5			
外 貨-1		資産負債の換算Ⅰ	112	A	6				税 効 果		他規定との調整	154	A	2			
外 貨-2		資産負債の換算Ⅱ	113	A	12				別表五(二)		記入方法	156	B	7			
外 貨-3		貸倒引当金との関係	114	A	10				自己株-1		取得	160	A	3			
借 地-1		基本問題	116	A	4				自己株-2		譲渡	162	A	3			
借 地-2		買換えの圧縮記帳との 関係	118	B	15				自己株-3		消却	164	A	5			
欠 損-1		欠損金	122	A	3				組 織-1		合併・みなし配当	168	A	6			
欠 損-2		債務免除益等	123	B	7				組 織-2		合併・減価償却	170	A	10			
欠 損-3		繰戻し還付	124	A	3				組 織-3		分社型分割	172	B	7			
欠 損-4		残余財産がない場合等	125	B	3				グループ-1		受取配当等	174	A	4			
評 価-1		基本問題	128	B	5				グループ-2		発行法人譲渡	175	A	5			
評 価-2		特殊項目	129	B	4				グループ-3		中小の優遇措置	176	A	6			
リース-1		売買として取扱う場合Ⅰ	132	A	5				グループ-4		譲渡損益	177	A	6			
リース-2		売買として取扱う場合Ⅱ	133	A	3				グループ-5		寄附金、受贈益	178	A	4			
試 験-1		基本問題	136	A	15				グループ-6		低額譲渡	179	A	4			
試 験-2		国庫補助金との関係	138	B	17				グループ-7		現物分配	180	B	7			
留保金-1		中間配当	140	A	12				グループ-8		貸倒引当金	182	A	10			
留保金-2		別表四社外流出欄	142	B	8				通 算-1		受取配当等	186	A	7			
留保金-3		株主資本等変動計算 書・別表四留保欄	144	B	8				通 算-2		外国子会社配当等	187	A	3			
所 控-1		基本問題Ⅰ	146	A	10				通 算-3		損益通算	188	A	4			
所 控-2		基本問題Ⅱ	147	A	9												

問題編

第 1 章

受取配当等の 益金不算入

受配－１（基本問題）

重要度 A 標準時間 3 分

次の資料に基づき、当社の当期における受取配当等の益金不算入額を計算しなさい。

- (1) 当期において収受した受取配当等の額は次のとおりであり、当社は配当等の額の合計額を当期の収益に、源泉徴収税額の合計額を当期の費用にそれぞれ計上している。

銘 柄 等	区 分	配当等の計算期間	配当等の額
A 株 式	配 当 金	R 8. 6. 1 ～ R 9. 5. 31	1,700,000円
B 株 式	配 当 金	R 8. 7. 1 ～ R 9. 6. 30	350,000円
C 株 式	配 当 金	R 8. 4. 1 ～ R 9. 3. 31	1,000,000円
D 株 式	配 当 金	R 8. 7. 1 ～ R 9. 6. 30	800,000円

(注 1) A 株式は、内国法人 A 社が発行する株式であり、当社は A 株式を数年前から保有しており、その保有割合は 100% である。

(注 2) B 株式は、内国法人 B 社が発行する株式であり、当社は B 株式を数年前から保有しており、その保有割合は 35% である。

(注 3) C 株式は、内国法人 C 社が発行する株式であり、当社は C 株式を数年前から保有しており、その保有割合は 3% である。

(注 4) D 株式は、内国法人 D 社が発行する株式であり、当社は D 株式を数年前から保有しており、その保有割合は 25% である。

- (2) 受取配当等の額から控除すべき負債利子の額は、14,000円である。
 (3) 上記表中の配当金に係る基準日は、それぞれ配当等の計算期間の末日である。

解 答 P. 190

受配－2（控除負債利子）

重要度A 標準時間6分

次の資料に基づき、当社の当期における税務調整すべき金額を計算しなさい。

- (1) 当期において収受した受取配当等の額は次のとおりであり、当社は配当等の額の合計額を当期の収益に、源泉徴収税額の合計額を当期の費用にそれぞれ計上している。

銘柄等	区分	配当等の額	源泉徴収税額	配当等の計算期間
A 株式	配当金	1,200,000円	—	R 8.11.1～R 9.10.31
B 株式	配当金	1,300,000円	—	R 8.4.1～R 9.3.31
C証券投資信託	収益分配金	550,000円	76,575円	R 8.7.1～R 9.6.30

(注1) A株式は、内国法人A社が発行する株式であり、当社はA株式を数年前から保有しており、その保有割合は35%である。

(注2) B株式は、内国法人B社が発行する株式であり、当社はB株式を数年前から保有しており、その保有割合は40%である。

(注3) C証券投資信託は主として内国法人の株式に運用するもの（特定株式投資信託以外の投資信託である。）であり、収益分配金には特別分配金50,000円が含まれている。

- (2) 当期に支払った利子及び割引料の合計額は827,000円であり、その内訳は次のとおりである。

① 借入金の利子	337,000円
② 売上割引料	125,000円
③ 機械装置の取得価額に算入した借入金の利子のうち当期対応分	205,000円
④ 従業員預り金の利子	160,000円

- (3) 上記表中の配当金に係る基準日は、それぞれ配当等の計算期間の末日であり、いずれの株式も当社は数年前より継続して保有している。

解 答 P.190

外国配当－1（基本問題）

重要度 A 標準時間 4 分

次の資料に基づき、当社の当期において税務調整すべき金額を計算しなさい。

当社が当期中に収受した配当等の額は下記のとおりであり、当社は配当等の額から源泉徴収税額を控除した差引手取額を収益の額に計上している。

銘柄等	区分	配当等の計算期間	配当等の額	源泉徴収税額
A 株式	配当金	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日	500,000円	76,575円
B 株式	配当金	2026 年 6 月 1 日 ～2027 年 5 月 31 日	1,000,000円	100,000円

（注 1） A 株式の発行法人である A 株式会社は、内国法人であり、当社は数年前よりその発行済株式総数の 21% 相当を保有している。

（注 2） B 株式の発行法人である B 株式会社は、X 国に本店を有する外国法人である。当社は、B 株式（B 社の発行済株式総数の 40% 相当）を令和 7 年 5 月 21 日に取得しており、取得後元本に異動はない。なお、上記表中の源泉徴収税額は、外国で課された源泉徴収外国税額である。

（注 3） 上記表中の配当金に係る基準日は、それぞれ配当等の計算期間の末日とする。

解 答 P. 191

外国配当－2（損金算入配当）

重要度B 標準時間8分

次の資料に基づき、当社の当期における税務調整すべき金額及び控除税額を計算しなさい。

- (1) 当社は期末資本金の額1億円の製造販売業を営む青色申告書を提出する内国法人である。株主は当社の代表取締役が筆頭株主であり、法人税法上の同族会社に該当する。

当社は従前から海外市場での当社製品の販売を重要視しており、A国（本邦以外の国である。）に海外支店を設立し、当社製品の販売を行っている。

【A国における所得金額及び本邦の法人税に相当する税額の納付状況】

当期における所得金額	15,000,000円
当期における納付税額	3,100,000円

- (2) 当社は海外市場でのさらなるシェア拡大を目的とし、当期の5月15日にB国（本邦及びA国以外の国である。）にあるX社の発行済株式の30%を取得し、X社を当社の海外子会社とすることに成功している。その後、当期の12月29日に下記の配当通知書をX社から受け取り、配当の交付を受けている。

支 払 配 当 総 額	1,000,000円
当 社 の 受 取 配 当 金	300,000円
源 泉 徴 収 税 額 (B国における源泉税額である。)	60,000円
当 社 の 手 取 受 取 配 当 金	240,000円
支 払 義 務 確 定 日	2027年12月15日

なお、B国の所得に対する法律では、当該支払配当総額のうち450,000円部分はX社の所得計算上、所得を減額する効果をもつもの（本邦の法人税法上の損金の額に相当するもの、以下「損金算入配当」という。）として取り扱われており、源泉徴収税額のうち27,000円は当該損金算入配当に対応する部分の金額である。

- (3) 外国子会社配当等の益金不算入額の計算上、実額法により行うものとする。
- (4) 計算に当たり当社の当期における所得金額は32,000,000円、法人税額から租税特別措置法の特別控除額を控除した後の金額は6,768,000円とし、上記(1)～(3)の事項から判明するもの以外は考慮する必要はない。

解 答P.192

みなし－１（自己株式の取得）

重要度 A 標準時間 3 分

次の資料に基づき、当社の当期において税務調整すべき金額を計算しなさい。

(1) 内国法人である A 社が発行する A 株式に関する事項は以下のとおりである。

① 当社は、数年前から保有している A 株式 10,000 株のうち 200 株を当期の 9 月に A 社に対して相対取引により譲渡した。この譲渡に係る対価の額は 104,000 円（源泉徴収税額控除前）であり、当期の収益に計上している。

② A 社における、①の取引の内容に関する資料等は以下のとおりである。なお、A 社はこの取引により取得した株式を自己株式として所有し、純資産の部に計上している。

取得直前の資本金等の額	320,000,000円
取得直前の発行済株式数	1,000,000株
取得した自己株式の総数	20,000株
取得に係る対価の額	10,400,000円

(2) (1)の取引に伴い、当社は課された源泉徴収税額 8,168 円を当期の費用に計上するとともに、A 株式については譲渡に係る株式の帳簿価額（税務上適正額）を減額し、当期の費用に計上している。

(3) A 社は当社の当期中において配当を行った事実はない。

解 答 P.193

みなし－2（資本の払戻し）

重要度A 標準時間4分

次の資料に基づき、当社の当期におけるみなし配当金額を計算するとともに、有価証券の譲渡原価について調整すべき金額の計算をなさい。

当社は、当期中に数年前から引き続き所有しているA株式の発行法人である内国法人A社の資本の払戻しに伴い、資本払戻金3,500,000円の分配を受け、源泉徴収税額357,350円控除後の手取額3,142,650円をA株式の帳簿価額から控除している。この資本の払戻しに関する資料は次のとおりである。

(1) 払戻直前の1株当たりの帳簿価額	500円
(2) 払戻直前の所有株式数	14,000株
(3) A社の払戻直前の発行済株式総数	140,000株
(4) 資本の払戻しによるA社の資本剰余金の減少額	35,000,000円
(5) 資本払戻金の交付直前におけるA社の資本金等の額	70,000,000円
(6) 払戻直前期末のA社の資産の帳簿価額	400,000,000円
(7) 払戻直前期末のA社の負債の帳簿価額	260,000,000円

解 答P.194

有証一 1 (取得・譲渡・期末評価・短期所有株式)

重要度 A 標準時間10分

次の資料に基づき、当社の当期における受取配当等の益金不算入額及び有価証券に関する税務調整すべき金額を計算しなさい。

- (1) 当期において収受した配当等の額は次のとおりであり、当社は源泉徴収税額控除後の差引手取額を当期の収益に計上している。なお、下記表中の配当金に係る基準日は、それぞれ配当等の計算期間の末日である。

銘柄等	区分	配当等の計算期間	受取配当等の額	備考
A 株式	配当金	令和8年10月1日 ～令和9年3月31日	300,000円	(注)
A 株式	中間配当	令和9年4月1日 ～令和9年9月30日	600,000円	(注)

- (注) A株式の発行人であるA株式会社(内国法人である。)は定款において中間配当を支払う旨を定めており、毎年9月30日が中間配当の基準日である。A株式の異動状況は次のとおりである。

前期末現在所有数	1,500株	(帳簿価額3,600,000円)
令和9年7月2日	900株取得	(取得価額2,160,000円)
令和9年9月5日	600株取得	(取得価額1,500,000円)
令和9年11月26日	800株譲渡	(譲渡対価2,360,000円)
令和9年12月22日	300株取得	(取得価額 876,000円)
当期末現在所有数	2,500株	(帳簿価額6,216,000円)

令和9年11月26日の譲渡については、令和9年7月2日に取得した株式を引渡したため、譲渡対価と譲渡原価の差額440,000円を有価証券譲渡益として当期の収益に計上している。

- (2) 当社におけるA株式は、受取配当等の益金不算入額の適用上「その他の株式等」に該当する。

なお、A株式は、売買目的有価証券に該当し、期末の時価は6,100,000円である。また、当社は前期末において税務上適正額による時価評価を行い、当期適正に戻入れを行っているが、当期末においては時価評価損益を計上した事実はない。

- (3) 上記のほか、当社は当期の2月1日にB株式会社の発行するB株式(発行済株式総数100,000株)10,000株を購入により取得し、購入代価6,500,000円を取得価額に計上するとともに、購入手数料50,000円及び名義書換料525円を当期の費用に計上している。なお、B株式会社から当期中に収受した配当金はない。

- (4) 当社は有価証券の帳簿価額の算出方法について何ら選定の届出を行っていない。

解 答 P.194

有証－2（償還有価証券）

重要度 A 標準時間 4 分

次の資料に基づき、当社の当期における税務調整すべき金額を計算しなさい。

- (1) A社債に関する事項
- ① 償還期間 令和9年8月1日～令和14年7月31日
 - ② 額面金額 10,000,000円
 - ③ 取得年月日 令和9年8月20日
 - ④ 取得価額 9,800,000円（税務上適正額）
- (2) B社債に関する事項
- ① 償還期間 令和9年10月1日～令和12年9月30日
 - ② 額面金額 10,000,000円
 - ③ 取得年月日 令和10年2月25日
 - ④ 取得価額 9,500,000円（税務上適正額）
- (3) A社債及びB社債は、償還期限及び償還金額の定めのある社債であり、償還有価証券に該当する。
- (4) A社債及びB社債ともに、当期末における増額処理は行われていない。
- (5) 当社は、当期において利息として300,000円（A社債分200,000円及びB社債分100,000円の合計額であり、税務上適正額である。）を収受し、全額を当期の収益に計上している。なお、これらの利息についての源泉徴収は行われていない。
- (6) 当社は、期末資本金300,000,000円の内国法人である。

解 答 P.196

有証－３（その他有価証券）

重要度Ｂ 標準時間 4 分

次の資料に基づき、当社の当期において税務調整すべき金額を計算するとともに、別表五(一) I に必要な事項を記載しなさい。

当社は、当期中において長期的な時価の値上がりを目的として A 株式及び B 株式を取得しており、投資有価証券勘定に計上している。

また、A 株式及び B 株式はその他有価証券に該当し、期末時においては会計上、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、部分純資産直入法により処理している。

なお、税効果会計については考慮する必要はない。

(単位：円)

銘柄	区 分	評価換え直前 帳簿価額	当期末時価	評価差額
A 株式	上 場 株 式	5,000,000	5,260,000	260,000
B 株式	非上場株式	4,250,000	3,800,000	△450,000

(注 1) A 株式について以下の処理を行っている。

なお、有価証券評価差額については、当期末貸借対照表の純資産の部に計上している。

(投資有価証券) 260,000円 (有価証券評価差額) 260,000円

(注 2) B 株式について以下の処理を行っている。

(投資有価証券評価損) 450,000円 (投資有価証券) 450,000円

◆用紙◆

別表五(一) I

(単位：円)

区 分	期 首 現 在	当 期 の 増 減		差引翌期首現在
	利益積立金額	減	増	利益積立金額
	①	②	③	④

解 答 P. 197

解答・解説編

第1章 受取配当等の益金不算入

受配－1（基本問題）

■解答■

〔受取配当等の益金不算入額〕

(1) 受取配当等の額

① 完全子法人株式等

1,700,000

② 関連法人株式等

350,000

③ その他の株式等

800,000

④ 非支配目的株式等

1,000,000

(2) 控除負債利子

14,000

(3) 益金不算入額

$1,700,000 + (350,000 - 14,000) + 800,000 \times 50\% + 1,000,000 \times 20\% = 2,636,000$

受取配当等の益金不算入額	2,636,000	（別表四 減算社外流出※）
--------------	-----------	---------------

受配－2（控除負債利子）

■解答■

〔受取配当等の益金不算入額〕

(1) 受取配当等の額（関連法人株式等）

① A株式 1,200,000

② B株式 1,300,000

③ ①＋②＝2,500,000

(2) 控除負債利子

① 判定

(イ) 原則

$2,500,000 \times 4\% = 100,000$

(ロ) 特例

① 支払利子総額

$$827,000 - 125,000 = 702,000$$

② ① $\times 10\% = 70,200$

(ハ) (イ) $>$ (ロ) $\therefore$ 特例

② 特例

(イ) A 株式

$$70,200 \times \frac{1,200,000}{2,500,000} = 33,696$$

(ロ) B 株式

$$70,200 \times \frac{1,300,000}{2,500,000} = 36,504$$

(ハ) (イ) $+$ (ロ) $= 70,200$

(3) 益金不算入額

$$2,500,000 - 70,200 = 2,429,800$$

[法人税額から控除される所得税額]

$$76,575$$

受取配当等の益金不算入額	2,429,800	(別表四 減算社外流出※)
C 証券投資信託認定損	50,000	(別表四 減算留保)
法人税額から控除される所得税額	76,575	(別表四 加算社外流出)

外国配当－1（基本問題）

■解答■

[受取配当等の益金不算入額]

(1) 受取配当等の額

$$500,000$$

(2) 益金不算入額

$$500,000 \times 50\% = 250,000$$

[外国子会社配当等の益金不算入額]

(1) 受取配当等の額

$$1,000,000$$

(2) 控除費用

$$1,000,000 \times 5\% = 50,000$$

(3) 益金不算入額

$$1,000,000 - 50,000 = 950,000$$

[法人税額から控除される所得税額]

$$76,575$$

外国子会社配当等に係る 外国源泉税等の損金不算入額	100,000	(別表四	加算社外流出)
受取配当等の益金不算入額	250,000	(別表四	減算社外流出※)
外国子会社配当等の益金不算入額	950,000	(別表四	減算社外流出※)
法人税額から控除される所得税額	76,575	(別表四	加算社外流出)

外国配当－2（損金算入配当）

■解答■

<別表四>

[外国子会社配当等の益金不算入額]

(1) 受取配当等の額

① 外国子会社から収受した配当等の額

$$300,000$$

② 損金算入対応受取配当等の額

$$300,000 \times \frac{450,000}{1,000,000} = 135,000$$

③ ①－②＝165,000

(2) 控除費用

$$(1) \times 5\% = 8,250$$

(3) 益金不算入額

$$(1) - (2) = 156,750$$

[外国子会社配当等に係る外国源泉税等の損金不算入額]

$$60,000 - 27,000 = 33,000$$

[税額控除の対象となる外国法人税の額]

$$3,100,000 + 27,000 = 3,127,000$$

<別表一>

[控除税額]

(1) 控除対象外国法人税の額

$$3,127,000$$

(2) 控除限度額

$$6,768,000 \times \frac{15,143,250}{32,000,000} = 3,202,797$$

$$(注) ① \quad \overset{\text{A国所得金額}}{15,000,000} + (\overset{\text{X社配当}}{300,000} - \overset{\text{益金不算入額}}{156,750}) = 15,143,250$$

$$② \quad \overset{\text{所得金額}}{32,000,000} \times 90\% = 28,800,000$$

$$③ \quad ① < ② \quad \therefore 15,143,250$$

$$(3) \quad (1) < (2) \quad \therefore 3,127,000$$

外国子会社配当等に係る 外国源泉税等の損金不算入額	33,000	(別表四 加算社外流出)
外国子会社配当等の益金不算入額	156,750	(別表四 減算社外流出※)
税額控除の対象となる外国法人税の額	3,127,000	(別表四 加算社外流出)
控 除 税 額	3,127,000	(別表一)

みなしー1 (自己株式の取得)

■解答■

〔みなし配当金〕

(1) 取得金銭等の額

104,000

(2) 資本金等の額

$$320,000,000 \times \frac{200\text{株}}{1,000,000\text{株}} = 64,000$$

$$(3) \quad (1) - (2) = 40,000$$

〔受取配当等の益金不算入額〕

(1) 受取配当等の額

40,000

(2) 益金不算入額

$$40,000 \times 20\% = 8,000$$

受取配当等の益金不算入額	8,000	(別表四 減算社外流出※)
法人税額から控除される所得税額	8,168	(別表四 加算社外流出)

みなし－２（資本の払戻し）

■解答■

〔みなし配当金〕

- (1) 取得金銭等の額

3,500,000

- (2) 資本金等の額

$$\textcircled{1} \quad 70,000,000 \times 0.250 = 17,500,000$$

$$\text{(注)} \quad \frac{35,000,000}{400,000,000 - 260,000,000} = 0.2500 \rightarrow 0.250 \quad (\text{小数点以下 3 位未満切上})$$

$$\textcircled{2} \quad 17,500,000 \times \frac{14,000 \text{株}}{140,000 \text{株}} = 1,750,000$$

- (3) (1)－(2)＝1,750,000

〔有価証券〕

- (1) 税務上簿価

$$500 \times 14,000 \text{株} - 500 \times 14,000 \text{株} \times 0.250 = 5,250,000$$

- (2) 会社上簿価

$$500 \times 14,000 \text{株} - 3,142,650 = 3,857,350$$

- (3) 調整金額

$$(1) - (2) = 1,392,650$$

みなし配当金額	1,750,000
A 株式計上もれ	1,392,650 (別表四 加算留保)

有証－１（取得・譲渡・期末評価・短期所有株式）

■解答■

〔有価証券〕

- (1) A 株式

- ① 帳簿価額

- (イ) 税務上簿価

- ① 単価

- (a) 令和 9 年 7 月 2 日

$$\frac{3,600,000 + 2,160,000}{1,500 \text{株} + 900 \text{株}} = 2,400$$

(b) 令和9年9月5日

$$\frac{2,400 \times (1,500 \text{株} + 900 \text{株}) + 1,500,000}{(1,500 \text{株} + 900 \text{株}) + 600 \text{株}} = 2,420$$

(c) 令和9年12月22日

$$\frac{2,420 \times (1,500 \text{株} + 900 \text{株} + 600 \text{株} - 800 \text{株}) + 876,000}{(1,500 \text{株} + 900 \text{株} + 600 \text{株} - 800 \text{株}) + 300 \text{株}} = 2,480$$

$$\text{㊦} \quad 2,480 \times 2,500 \text{株} = 6,200,000$$

(ロ) 会社上簿価

$$6,216,000$$

(ハ) 調整金額

$$(イ) - (ロ) = \triangle 16,000$$

② 時価評価

$$6,100,000 - 6,200,000 = \triangle 100,000$$

(2) B株式

① 税務上簿価

$$6,500,000 + 50,000 = 6,550,000$$

② 会社上簿価

$$6,500,000$$

③ 調整金額

$$\text{①} - \text{②} = 50,000$$

〔受取配当等の益金不算入額〕

(1) 受取配当等の額

$$300,000 + (600,000 - 32,000) = 868,000$$

$$\text{(注)①} \quad 800 \text{株} \times \frac{\text{㊦} 3,000 \text{株} \times \frac{600 \text{株}}{(1,500 \text{株} + 900 \text{株}) + 600 \text{株}}}{\text{㊦} 3,000 \text{株}} = 160 \text{株}$$

$$\text{㊦} \quad 1,500 \text{株} + 900 \text{株} + 600 \text{株} = 3,000 \text{株}$$

$$\text{②} \quad \frac{600,000}{3,000 \text{株}} \times 160 \text{株} = 32,000$$

(2) 益金不算入額

$$868,000 \times 50\% = 434,000$$

A 株式 認定 損	16,000	(別表四 減算留保)
A 株式時価評価損認定損	100,000	(別表四 減算留保)
B 株式 計 上 も れ	50,000	(別表四 加算留保)
受取配当等の益金不算入額	434,000	(別表四 減算社外流出※)

有証－2（償還有価証券）

■解答■

〔有価証券〕

(1) A社債

① 税務上簿価

(イ) 調整前簿価

9,800,000

(ロ) 調整差益

① 原則

$$(10,000,000 - 9,800,000) \times \frac{12\text{月} \times \frac{1}{2}}{12\text{月} \times \frac{1}{2} + 52\text{月}} = 20,689$$

② 例外

$$(10,000,000 - 9,800,000) \times \frac{8\text{月}}{8\text{月} + 52\text{月}} = 26,666$$

$$\text{ハ } \text{①} < \text{②} \quad \therefore 20,689$$

$$\text{ハ } (\text{イ}) + (\text{ロ}) = 9,820,689$$

② 会社上簿価

9,800,000

③ 調整金額

$$\text{①} - \text{②} = 20,689$$

(2) B社債

① 税務上簿価

(イ) 調整前簿価

9,500,000

(ロ) 調整差益

① 原則

$$(10,000,000 - 9,500,000) \times \frac{12\text{月} \times \frac{1}{2}}{12\text{月} \times \frac{1}{2} + 30\text{月}} = 83,333$$

② 例外

$$(10,000,000 - 9,500,000) \times \frac{2\text{月}}{2\text{月} + 30\text{月}} = 31,250$$

$$\text{ハ } \text{①} > \text{②} \quad \therefore 31,250$$

$$\text{ハ } (\text{イ}) + (\text{ロ}) = 9,531,250$$

② 会社上簿価

9,500,000

③ 調整金額

① - ② = 31,250

A 社 債 計 上 も れ	20,689	(別表四 加算留保)
B 社 債 計 上 も れ	31,250	(別表四 加算留保)

有証一 3 (その他有価証券)

■解答■

別表四

B 株 式 計 上 も れ	450,000	(別表四 加算留保)
---------------	---------	------------

別表五(一) I

(単位：円)

区 分	期 首 現 在	当 期 の 増 減		差引翌期首現在
	利益積立金額	減	増	利益積立金額
	①	②	③	④
A 株 式			△260,000	△260,000
B 株 式			450,000	450,000
有価証券評価差額			260,000	260,000